

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する
特別措置法第4条の規定に基づく実施計画

三 重 県

1 支障の除去等を講じる必要がある事案に関する事項

(1) 事案の概要

不法投棄場所； 桑名市大字五反田字多々星1701番

不法投棄時期； 平成7年から平成8年頃

土地状況； 地目；山林

面積；公簿面積1,937㎡、実測面積2,906㎡(法面907㎡を含まず)

原因者(措置命令対象者)；

株式会社七和工業(代表取締役 佐藤敏之 員弁郡東員町大字中上403番地の1)

佐藤敏之(員弁郡東員町大字中上403番地の1)

伊藤 誓(桑名市大字嘉例川79番地)

発覚の経緯；

平成9年10月17日、桑名市から農業集落排水処理施設の建設工事現場において、汚水(廃油らしきもの)が浸出しているとの通報に基づき、県、桑名市、桑名警察署との合同調査の結果、隣接する(株)七和工業の自社安定型最終処分場が発生源と判明しました。

事業着手までの経緯；

- ① 発生源が特定されたことから、10月21日には、浸出水、土壌を採取・分析を行うなど速やかに汚染状況の把握に努め、また、地元住民、漁業組合等、農家組合、桑名市等に状況説明を行うとともに、事業者への厳しい行政指導を行いました。
- ② 一方、不法投棄の発覚に伴い、直ちに警察当局が廃棄物処理法違反容疑事件(不法投棄)として捜査に着手しました。
- ③ 平成10年5月25日には(株)七和工業に対して、廃棄物処理法に基づき、「観測井戸の設置、地下水等の水質調査の実施」などの措置命令を発し、翌11年3月19日には収集運搬、処分業の許可取消しの行政処分を行い、翌12年12月27日には、汚染の拡散防止、汚染の浄化措置」などの措置命令を発出しました。
- ④ しかしながら、(株)七和工業が措置命令を履行しなかったため、措置命令違反で告発するとともに、生活環境保全上の支障のおそれを除去し、もって住民の生活環境、健康を守るため、行政代執行による環境修復事業に着手しました。
- ⑤ 環境修復の工法等については、不法投棄地及びその周辺でのボーリング、水質調査結果などをもとに、「三重県生活環境の保全に関する条例(平成13年三重県条例第7号)」に基づき任命された専門委員の中から6名に委嘱し、専門的な立場からの検討結果を踏まえて、現位置において環境修復を行うことに決定しました。
- ⑥ なお、汚染状況の把握、工法検討のための調査にあたっては、県独自の調査に加えて、(財)廃棄物研究財団の支援と助言を受けて実施しました。

(2) 生活環境保全上の支障が生じ、又は生じる恐れ

不法投棄による汚染の実態を把握するため、投棄地内での廃棄物溶出試験、地下水水質調査や周辺での地下水、河川水の水質調査を実施しました。

ア 不法投棄地内の廃棄物汚染の概要等

平成10年1月29日、当該投棄地内の3箇所を掘削し廃棄物を採取、分析したところ、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号）」に定める判定基準を超過する物質が確認され、安定型以外の廃棄物が投棄されている事実を確認しました。

(単位：mg/L)

物質名	調査結果			判定基準	備考
	No.1	No.2	No.3		
トリクロロエチレン	0.06	0.25	0.52	0.3以下	1.7倍
テトラクロロエチレン	0.11	0.72	0.82	0.1以下	8.2倍
ジクロロメタン	1.60	0.28	6.50	0.2以下	32.5倍
1,2-ジクロロエタン	0.083	0.022	3.50	0.04以下	87.5倍
ベンゼン	0.02	0.05	0.31	0.1以下	3.1倍
N-ヘキサン抽出物質	—	11000	—	—	

さらに、全体の汚染状況を把握するため、不法投棄地内、周辺環境の調査を実施したところ、その状況は次のとおりです。

① 不法投棄地内の廃棄物汚染の状況

不法投棄地内23地点の廃棄物の詳細調査においても、トリクロロエチレンが判定基準の約8倍、テトラクロロエチレンが判定基準の約22倍、ジクロロメタンが判定基準の約41倍、1,2-ジクロロエタンが判定基準の約113倍、1,3-ジクロロプロペンが判定基準の約16倍、ベンゼンが判定基準の約10倍検出され、また、トルエン、キシレンも高濃度で検出されています。

(詳細；別添資料-1による。)

(単位：mg/L)

物質名	調査結果 (最高値)	判定基準	備考
トリクロロエチレン	2.5	0.3以下	8.3倍
テトラクロロエチレン	2.16	0.1以下	21.6倍
ジクロロメタン	8.2	0.2以下	41.0倍
1,2-ジクロロエタン	4.5	0.04以下	112.5倍
1,3-ジクロロプロペン	0.31	0.02以下	15.5倍
ベンゼン	1.0	0.1以下	10.0倍

② 不法投棄地内の地下水汚染の状況

不法投棄地内24地点の地下水調査においては、トリクロロエチレンが「排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）」に定める排水基準の約4倍、テトラクロロエチレンが排出基準の約17倍、ジクロロメタンが排出基準の約270倍、1,2-ジクロロエタンが排出基準の約168倍、ベンゼンが排出基準の約12倍検出されました。また、BOD（最高28,000mg/L）、COD（最高7,200mg/L）、SS（最高92,700mg/L）、n-ヘキサン抽出物質（最高283mg/L）、トルエン、キシレンなども高濃度で検出されています。

（詳細；別添資料-2による。）

（単位：mg/L）

物質名	調査結果 (最高値)	排水基準	備考
トリクロロエチレン	1.32	0.3以下	4.4倍
テトラクロロエチレン	1.68	0.1以下	16.8倍
ジクロロメタン	53.81	0.2以下	269.1倍
1,2-ジクロロエタン	6.73	0.04以下	168.3倍
ベンゼン	1.23	0.1以下	12.3倍

③ 不法投棄地周辺の地下水汚染の状況

不法投棄地周辺の地下水調査においては、ジクロロメタンが「地下水の水質汚濁にかかる環境基準（平成9年環境省告示第10号）」に定める環境基準の100倍、1,2-ジクロロエタンが環境基準の約2倍、ベンゼンが環境基準の25倍検出されたほか、鉛、シアンなどが地下水環境基準を超過しており、BOD（最高760mg/L）COD（最高750mg/L）が高濃度で検出されています。

（詳細；別添資料-3による。）

（単位：mg/L）

物質名	調査結果 (最高値)	環境基準	備考
ジクロロメタン	2.0	0.02以下	100.0倍
1,2-ジクロロエタン	0.009	0.004以下	2.3倍
ベンゼン	0.25	0.01以下	25.0倍

イ 周辺の状況

不法投棄地に近接している嘉例川（2級河川）は、農業用水として利水されており、下流で合流する員弁川（2級河川）では桑名市の水道水源（取水能力10,000t/日、9,000t/日）として利水されています。

また、これらの河川には漁業権が設定されています。

不法投棄地からの汚染物質が河川に流出することになれば、生態系への影響や生活環境の保全上重大な支障を及ぼすだけでなく、人の健康への影響も懸念される状況にあります。

(別添資料－４による。)

(3) 達成すべき目標

不法投棄された廃棄物から、有機塩素化合物などの有害物質が溶出し、汚染された地下水が浸透し、周辺に拡散することにより、近接の河川等が汚染され、家庭用井戸、水道水源、農業用水、内水面漁業などに支障が生じる恐れがあります。

このため、次の対策を講じることにより、生活環境の保全上の支障及び人の健康への影響のおそれを除去し、住民の安全・安心の確保を図ることを目標とします。

～達成すべき目標～

生活環境保全上の支障のおそれを除去し、住民の安全・安心を確保すること

～具体的には～

不法投棄地からの汚染拡散を防止すること

不法投棄地内の地下水汚染の浄化（管理型処分場レベル）を図ること

汚染が拡散している隣接地の地下水汚染の浄化（環境基準レベル）を図ること

(4) 過年度事業の実績（平成13年度～）

平成13年度に環境修復事業に着手し、汚染拡散防止対策としての鉛直遮水壁の建設、不法投棄地内の地下水浄化対策としての水処理施設の設置など順次対策を講じてきました。

主要な事業実績の概要は次のとおりです。

[平成13年度]

- ① 汚染拡散防止対策工事のための測量業務委託
- ② 汚染拡散防止対策工事のための地質調査業務委託
- ③ 汚染拡散防止対策工事のための工事設計業務委託
- ④ 汚染拡散防止対策工事
 - ・ 工事名 汚染修復に係る鉛直遮水壁建設工事
 - ・ 契約日 平成13年12月11日締結
 - ・ 契約先 鹿島・水谷特定建設工事共同企業体
 - ・ 概要 ソイルセメント地中連続壁（幅広薄鋼板併用）により投棄地を囲い込み、汚染拡散防止を図る。総延長316m、深さ17～25.5m

- ・実績 総延長316mのうち89m完成。残りを平成14年度に繰越。

[平成14年度]

① 汚染拡散防止対策工事（継続）

- ・実績 総延長316mのうち、残り227m完成。上部に雨水浸透防止用アスファルトキャッピングの実施。
- ・完成 平成14年9月17日完成

② 遮水壁内の汚染浄化対策工事

- ・工事名 汚染浄化施設（遮水壁内）建設工事
- ・契約日 平成14年4月19日締結
- ・契約先 株式会社クボタ中部支社
- ・概要 地下水揚水処理法により遮水壁内の地下水の浄化措置を講じるため、遮水壁内に揚水・注水井戸、ポンプ、流入・送水管等の地下水循環設備の設置および遮水壁外にこれらの地下水を処理するための水浄化処理施設を設置する。
- ・処理能力 60m³/日
- ・実績 地下水循環設備および水浄化施設の建設工事終了。残り調整運転、性能確認を平成15年度に繰越。

[平成15年度]

① 汚染浄化策工事（継続）

- ・概要 平成14年度に建設工事が終了した地下水循環設備、水浄化施設の調整運転、性能確認の実施。

② 汚染浄化施設（遮水壁内）の浄化運転管理業務委託等

- ・概要 汚染浄化施設（遮水壁内）の水処理施設および水循環施設（揚注水井戸、浸透柵および配管）の運転管理、薬品納入、汚泥処分、水質分析等の委託。
- ・期間 平成15年度～平成19年度（5年間予定）

[平成16年度]

① 汚染浄化施設（遮水壁内）の浄化運転管理業務委託等（継続）

- ・概要 汚染浄化施設（遮水壁内）の水処理施設および水循環施設（揚注水井戸、浸透柵および配管）の運転管理、薬品納入、汚泥処分、水質分析等の委託。
- ・期間 平成15年度～平成19年度（5年間予定）

2 特定支障除去等事業の実施に関する事項

(1) 特定産業廃棄物(有害、一般)が存在する範囲、種類及び量等の確定

ア 汚染の状況

不法投棄地全体；有害特定産業廃棄物およびその廃棄物による汚染

不法投棄地内を概ね30mメッシュに分割し、それぞれの地点においてボーリング、廃棄物及び地下水を調査したところ、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンなどの揮発性有機塩素化合物やベンゼンなどが高濃度に検出されました。

これらの調査結果などから、当該不法投棄地内には有害産業廃棄物以外の産業廃棄物も一部投棄されているものの、廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等)などが大量に投棄されているものと推測され、不法投棄地内全体が地下水を介して汚染され、全体的に有害特定産業廃棄物状態となっていることが確認されています。

また、不法投棄地内の汚染状況は、廃棄物層の浅部、深部よりも中央部における溶出濃度が高い傾向にあり、これらの汚染濃度の高い区域は地下水の飽和帯と考えられ、揮発性有機塩素化合物やベンゼンのほか、BOD、COD、窒素、リンなども排水基準を大幅に超過する状態にあります。

(別添資料-1 30mメッシュによる廃棄物調査結果)

(別添資料-2 24地点の地下水調査結果)

特定産業廃棄物の種類としては、汚泥、燃えがら、廃油、鉍物鉍さい、がれき類等で、量は約30,000m³。また、メッシュの面積から、有害産業廃棄物の量は95.44%、有害産業廃棄物以外の産業廃棄物の量は4.56%と推定されます。

不法投棄地周辺；有害特定産業廃棄物による汚染拡散

周辺の地下水の水質調査を実施したところ、ジクロロメタン、ベンゼンなどの有害物質が環境基準を越えて検出され、不法投棄地からの汚染拡散が確認されています。

環境基準を越える汚染範囲としては、不法投棄地北側の遮水壁の近接地の約250m²程度と推測していますが、東側、南側においても同様の有害物質が検出されています。

(別添資料-3 周辺の地下水調査結果)

イ ボーリング調査結果

不法投棄地及びその周辺の地盤構成は、上位より盛土層、表土層、沖積層、段丘堆積層、洪積層の力尾累層、第三紀東海層群など合計11層が分布しています。

ボーリング調査において、標準貫入試験、現場透水試験、室内土質試験、地下水流向・流速試験、地下水位観測を実施することにより、不法投棄地内及び周辺

の地質・水理状況の把握も行いました。

その結果、不法投棄された廃棄物の厚さは、当初4～5m程度と推定されていましたが、中央部においてGL-14.5m、北西部および北部ではGL-10.0mより深く、東部ではGL-6m程度と確認され、当該地域の第2帯水層を超える深度まで不法投棄されていると推測されます。

また、不法投棄地内各地点の廃棄物溶出試験結果などから揮発性有機塩素化合物などの有害産業廃棄物の存在が確認され、地下水汚染の程度も高濃度であり、また、投棄地周辺においても、環境基準を越える地下水が確認され、既に汚染の一部が浸透しており、当該地域の地質、地下水流向状況などとも総合的に考えると、さらなる汚染範囲の拡大、嘉例川及び員弁川への影響が懸念されています。

ウ 高密度電気探査調査結果

不法投棄された産業廃棄物の分布範囲と廃棄物から浸出した塩濃度の高い水の拡散範囲を非破壊で二次元的断面上において面的に把握し、浸出水の拡散範囲について、3次元的な広がり把握するものであり、不法投棄地の東西3測線、南北8測線で実施しました。

その結果、各解析断面図において、赤色で示された部分は他の部分より電気抵抗が低い部分であり、埋め立てられた廃棄物より浸出した電気をよく通す物質（電解質）が存在すると考えられます。また、青色や緑色の部分は、深部のものは電解質を多く含まない地下水が分布すると考えられます。

本調査によって把握されたエリアは、そのまま汚染物質の拡散エリアを示すものではありませんが、不法投棄地からの浸出水の流動形態を示していると考えられます。

（別添資料-5による。代表的な3測線データ）

（2）特定支障除去等の方法

汚染の修復工法等については、（財）廃棄物研究財団の調査支援、助言とともに、「三重県生活環境の保全に関する条例（平成13年三重県条例第7号）」に基づき任命された専門委員の中から6名を選任し、専門的な立場からの検討結果を踏まえ、汚染の修復方針を次のとおりとしました。

ア 不法投棄現場の汚染修復については、次の理由から全量撤去は現実的には困難であり、現位置（オンサイト）で処理することとします。

[理由]

- ① 投棄された廃棄物に含有される有害物質が複合的であり、投棄された量も多いことから、受入施設が極めて少なく、処分先が三重県内にはないことから、県外（近県にない）への搬出が必要であり、処理に長期間を要し、また、膨大な経費がかかること

- ② 現場からの搬出に伴う二次汚染の発生等が懸念されること
- ③ 掘削除去にあたり、有害物質がガス化したり、地下水中に拡散することが懸念されること

イ 現位置（オンサイト）での汚染の修復手法として、次の対策を講じることとします。

① 汚染の拡散防止対策

方針；流出・拡散防止のため鉛直遮水壁を設置します。

工法；地中連続壁工法

概要；地盤に挿入した大型のチェーンソー型のカッターを横引きしながら、ソイルセメント、ベントナイトを注入して原位置の土と混合攪拌を行い、地中に連続した壁を不透水層まで造っていきます。また、特殊軽量鋼矢板を芯材として壁に挿入し、耐久性・不透水性を強化します。

鉛直遮水壁；延長 316m、幅 55cm、深度17～25.5m、芯材2.7mm

（別添資料－6による）

施工；平成13年度～平成14年度

② 鉛直遮水壁の内側及び外側の汚染浄化対策

[鉛直遮水壁の内側]

方針；遮水壁の内側の汚染された地下水を浄化するため、水処理プラントを設置し、内側に封じ込められた地下水の浄化措置を講じます。

工法；地下水揚水循環法

概要；遮水壁内の地下水を揚水し水処理プラントで浄化後、処理水を再度遮水壁内に循環させ、繰り返すことにより地下水の浄化を促進し、管理型廃棄物処分場レベルまで早期に汚染レベルを下げることを目標とします。

処理能力 60m³/日

処理方式 前処理（VOC除去）→凝集沈殿→膜分離活性汚泥→凝集→膜ろ過→活性炭吸着

施工；平成13年度～14年度

稼働；平成15年度～19年度（予定）

[鉛直遮水壁の外側]

方針；遮水壁の外側の排水基準を越える汚染区域については、地下水循環法等により地下水の浄化措置を講じます。

工法；地下水循環法

概要；汚染区域の地下水の汚染状況により、揚水した地下水に微生物増殖剤を注入後、原位置にて循環させる方法若しくは揚水した地下水を水処理施設で浄化する方法により、環境基準レベルまで汚染レベルを下げることを目標とします。

施 工；平成17年度～平成18年度（予定：段階的に施工）

稼 働；平成17年度～平成19年度（予定）

ウ モニタリング

遮水壁内側、外側の既存井戸、新設井戸の水質及び近接河川の水質の継続的なモニタリングを実施し、汚染の浄化効果、周辺への拡散等の評価・検証を行い、環境修復事業に反映させるとともに、調査結果は地元自治会等の関係者に情報提供を行います。

（3）特定支障除去等事業の計画

[平成17年度以降]

ア 汚染浄化施設（遮水壁内）の浄化運転管理

概 要；汚染浄化施設（遮水壁内）の水処理施設および水循環施設（揚注水井戸、浸透枴および配管）の運転管理（水質分析を含む）、薬品購入、余剰汚泥処分等を引き続き行います。

期 間；平成16年度～平成19年度

イ 周辺汚染対策工事

概 要；不法投棄地周辺（遮水壁外）の汚染エリアの地下水を揚水し、既存の水浄化施設を活用して汚染を浄化する「地下水揚水処理法」を基本に原位置にて地下水の浄化を進めます。

汚染拡散防止対策としての遮水壁の設置により、壁外の汚染については新たな拡散が見受けられず、清澄な地下水の流入による希釈効果および自然浄化により、一部の汚染物質濃度が低下傾向にあり、汚染エリアも縮小してきています。

しかしながら、高濃度な有機物（BOD、COD）が存在し還元状態となっているため、ベンゼンなどの石油系炭化水素は改善が見られないことから、浄化対策として、対象エリアを限定し、既存の水処理施設を一部改良して活用できる揚水処理法が費用対効果の面から最適と判断しました。

なお、一定期間運転後の浄化効果の状況により、改めて評価・検討を行いバイオレメディエーション等への対策工法切替えも検討します。

期 間；平成17年度～平成18年度（予定：段階的に施工）

周辺対象地域；不法投棄地の隣接地 約250m²

ウ 周辺汚染対策施設の浄化運転管理

概要；不法投棄地周辺の汚染浄化のための浄化対策施設及びその関連施設（揚水井、ポンプ、配管等）の運転・管理を行い地下水の浄化を進めます。

期間；平成17年度～平成19年度（3年間予定）

エ 関連工事

① 地下水の循環・浄化促進対策工事

概要；遮水壁内の地下水の汚染浄化効果を把握・検証し、地下水の循環を促進し浄化効果を高めるための対策工事を実施します。

具体的な工法等はモニタリング結果をもとに、新たな対策井戸の掘削を基軸に、既存井戸のフラッシング、トレンチの設置など最善の工法等を検討のうえ実施します。

時期；平成17年度（予定）

② 汚染浄化施設等解体撤去工事

概要；環境修復事業の終了に伴い、水処理施設などの関連施設を解体撤去します。

時期；平成19年度（予定）

（4）特定支障除去等事業の実施期間

概要；平成15年度から稼働中の遮水壁内水処理施設による浄化運転、遮水壁外側の浄化施設の設置、浄化促進対策、モニタリング調査ほか

期間；平成17年度～平成19年度（予定）

全体スケジュール（計画）

年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
項目					
汚染修復対策					
遮水壁内水処理施設設置	→				
水処理施設の稼働	←				→
遮水壁外側浄化施設設置			←	→	
浄化対策施設の稼働			←		→
モニタリング調査					

* 遮水壁内側の水処理施設、外側の浄化施設の稼働期間等については、浄化効果を確認しながら適宜見直しを行います。

(5) 特定支障除去等事業に要する費用の考え方

ア 費用の積算；全体事業費 286,223千円

17年度 110,473千円（別添資料－7による）

18～19年度 175,750千円（別添資料－8による）

(千円)

事業種別	17年度	18年度	19年度	合計
工事費	42,598	20,000	20,000	82,598
汚染浄化(1)	20,472	-	-	20,472
〃 (2)	22,126	20,000	-	42,126
解体撤去	-	-	20,000	20,000
委託料	67,140	67,140	67,140	201,420
汚染浄化費等	67,140	67,140	67,140	201,420
その他	735	735	735	2,205
計	110,473	87,875	87,875	286,223

*汚染浄化(1)；遮水壁内の地下水浄化対策工事

〃 (2)；遮水壁外の地下水浄化対策工事

*事業費は計画に基づく概算であり、年度変更、費用変更等が生じる場合がある。

イ 費用徴収の実績及び見込み

行政代執行に要した費用については、個々の契約事業毎に、その費用を請求、督促し、国税滞納処分の例により、財産を差押えるなど求償に努めています。

しかしながら、原因者である法人は存続しているものの、全く事業活動を実施しておらず休眠状態にあります。

また、個人2名についても病弱で収入が限られており、また、個人2名の各々の居宅は名義人が異なり、且つ抵当権が設定されています。

金融機関を含めて可能な限りの財産調査を実施しているものの回収が見込める財産は確認できなかったことから、現時点では徴収できる費用はない状況にあります。

なお、行政代執行費用の一部として、差押えた法人名義の不動産（山林29,705㎡）を公売し、2,396,550円を徴収し、平成13年度の事業費に充当しました。

3 特定産業廃棄物の処分を行った者等に対して行う措置

(1) 県がこれまでにを行った措置、今後行おうとする措置の内容

ア 原因者への法的措置等

本事案は、平成9年10月、桑名市の農業集落排水処理施設建設工事に際し発覚したものであり、本来、当該場所は、本事案の原因者である(株)七和工業が解体工事に伴う建設廃棄物の自社処分場(3,000㎡未満の旧廃棄物処理法届出対象外)として使用する目的で設置されていたものです。

不法投棄の発覚に伴い、警察当局が直ちに廃棄物処理法違反容疑事件(不法投棄)として関係者の事情聴取、関係資料の押収、現場検証の実施などの捜査に着手したことから、その捜査状況を見守るとともに、県としての立入検査を適宜実施し、汚染状況の把握のための廃棄物・地下水等の分析調査、関係者への対応策の指導・事情聴取等を行い、措置命令(2回)の発出、産業廃棄物処理業の許可の取消し、措置命令違反での告発などを行いました。

① 平成10年5月25日 (株)七和工業に対し、法19条の4の規定に基づく措置命令

措置命令の内容；

- i 観測井の設置
- ii 地下水及び河川水の水質検査
- iii 揮発性有害物質等による汚染の実態調査

② 平成10年12月8日 (株)七和工業、佐藤敏之(代表取締役)に対し、法第16条違反(不法投棄)で略式命令(各々に50万円の罰金刑)

③ 平成11年3月19日 法第16条違反により行政処分(収集運搬、処分業の取消し)

④ 平成12年12月27日 (株)七和工業に対し法第19条の4の規定に基づく措置命令 命令の履行期限；平成13年5月31日

措置命令の内容；

- i 不法投棄した廃棄物の全量を撤去し適正に処理すること、若しくは不法投棄場所について、生活環境保全上の支障が生じないよう遮水壁等を設け、周辺への汚染の拡大防止措置を行うこと。
- ii 不法投棄した産業廃棄物の全量撤去を行わず、水処理施設を設けて浄化する場合には、関係法令に適合するように浄化すること。
- iii 不法投棄周辺の汚染された地下水については、関係法令に定める基準に適合するように浄化すること。
- iv 浄化措置を行う期間は関係法令に定める基準に適合するまで行うこと。

⑤ 平成13年6月1日 措置命令違反で(株)七和工業を桑名警察署に告発

⑥ 平成13年11月9日 佐藤敏之(代表取締役)、伊藤誓(土地提供者であり荷担者)に対し措置命令

- ⑦ 平成15年 4月 2日 措置命令違反に対する判決（津地方裁判所四日市支部）
（佐藤敏之に懲役1年、執行猶予3年）

イ 排出事業者責任の追求

当該事案は確信犯的に行われた悪質な不法投棄であり、原因者に対する行政の事情聴取、警察当局の捜査においても排出先が特定できるようなマニフェスト類等の証拠書類、供述等は一切得られていません。

また、当該事案の原因者が所有する管理型処分場の延命策として、埋立廃棄物の一部を当該場所に搬出・投棄していた事実は認められるものの、これらの廃棄物は、排出事業者が適法な手続のもとで委託処理されたものと考えられ、当時に遡り、排出事業者の管理責任を追求する法的根拠はないものと考えます。

したがって、今回の事案に関しては、現時点では排出事業者の責任を追及できる状況にはありません。

ウ 費用徴収の考え方（講じた措置）

代執行に要した費用については、原因者（㈱七和工業、佐藤敏之、伊藤 誓）からの支払いがないため、国税滞納処分の例により、財産調査を実施し下表の財産を差押えています。

これらの財産のうち、一部は公売により売却し費用の一部を回収しました。引き続き、可能な限りその徴収に努めていきますが、法人は存続しているものの休眠状態であり、個人2名についても病弱で収入が限られています。

また、個人2名の各々の居宅は、名義人が異なり、且つ抵当権が設定されていることから、現時点では費用徴収は非常に厳しい状況にあります。

なお、当該費用の求償については、国税滞納処分の例にとどまらず、差押えを逃れるための不当な財産の処分や分与等についても徹底的な調査や民事上の対応策なども視野に入れながら、厳しく求償していくこととしています。

原因者	差押財産	内 容
(株)七和工業	土 地	・ 山林：公簿面積29,705㎡ 平成14年9月4日に公売、売却額2,700,000円
	ゴルフ会員権	・ 預託金700万円 平成21年7月まで据え置き期間中であり、会員権相場が下落しているため、現時点では換価不可
佐藤敏之	—	・ 山林：公簿面積601㎡（管理型最終処分場） ・ 山林：公簿面積276㎡（管理型最終処分場） 管理型最終処分場であるため資産価値は無く、公売・換価を行っても費用の方が掛かる。
伊藤 誓	土 地	・ 山林：公簿面積1,937㎡（持分2／3） ・ 田圃：公簿面積 551㎡ 不法投棄地及びその隣接汚染地のため、現時点では公売・換価不可

(経緯)

- 平成13年 8月31日 (株)七和工業に対し代執行費用（測量業務）の請求
- 平成13年10月 9日 滞納処分により(株)七和工業の財産（山林）の差押
- 平成13年12月 4日 (株)七和工業の財産（ゴルフ会員権）の差押
- 平成14年 3月28日 (株)七和工業の差押財産（山林）の公売（第1回）
- 平成14年 8月28日 (株)七和工業の差押財産（山林）の公売（第2回）
- 平成14年 9月 4日 (株)七和工業の差押財産（山林）の公売決定
- 平成14年11月26日 (株)七和工業、佐藤敏之、伊藤誓に対し代執行費用（遮水壁建設工事）の請求
- 平成15年 2月 7日 滞納処分により伊藤誓の財産（山林・田）の差押

(2) 本事案についての第三者による検証等

ア 検証事項

当該不法投棄事案について、初期段階で不法投棄を未然に防ぎ得なかったかを検証するとともに、桑名市からの通報を受けて、県として認識して以降、行政代執行によって実施している是正措置に至るまでの期間における行政としての対応について検証を行いました。

イ 検証方法

当時の経緯や原因等を明らかにしていくために、当時の県庁（本庁）及び県地域機関の職員からのヒアリング結果と業務報告等の公文書、三重県環境白書、保健所管内概況等の関係書類を再点検して、整合性を確認することで、事実関係を把握する方法

で検証を行いました。

ウ 検証の審議状況

平成16年11月 8日 現地視察
11月 9日 第1回行政検証会議
11月25日 第2回行政検証会議
12月20日 報告書の提出

エ 検証委員の構成

弁護士（委員長）、三重大学教育学部教授（地質利水学）、
三重大学助教授（行政法）、地元自治会長 計4名

オ 検証結果（報告書；別添資料－9の抜粋）

当該不法投棄事案は、当時の廃棄物処理法による届出等の必要のない小規模な処分場施設であったうえ、少人数で限られた監視活動時間のもとで、当該不法投棄事案を実証するに至らず、結果として県は、不法投棄を防止できなかったが、立入を行った担当者は、その職務遂行のため十分な注意を払って、当時の廃棄物処理法及び関係法令等で行政に与えられた責務は果たしていた。

確かに、事後的観点から考えるならば、本件が当時の廃棄物処理法上の許可対象外である処分場（いわゆるミニ処分場）であっても、継続して監視・指導を行えば悪質な不法行為を見いだすことができた可能性があり、特に、本件事案の場合は、本件投棄場所が、原因者が所有する管理型処分場の延命措置としても行なわれていることから十分予見できたのではないかと思慮される。加えて、許可最終処分場の処分量が満杯にならないことについて疑問を抱いていても然るべきであったとも思われ、その意味でも、本件不法投棄を早期の段階で発見する可能性もあったと思われる。

しかしながら、一般論として、行政責任の検証は事後的観点をもって行うべきではなく、当時の三重県の置かれている状況下において、当時の関係法令の範囲において、その責務や権限の行使を怠っていないかなどを検証するべきである。よって、当時の担当職員は本件現場に数回の立入検査を行い、原因者に報告書の提出等を求めるなど与えられた権限を行使しても、原因者が巧妙に行った本件現場における不法投棄の確証を得ることができなかったものであり、目視による埋立量と毎年の実績報告との比較のみでは最終処分場からの廃棄物の運び出しを実証するのも実際には困難であること、そして、他の優先案件を抱えていて時間的制約も大きかったことなどの事情を考慮すれば、当時の職員がその職責を不当に怠っていたとまでは考えられない。

但し、限られた人員の中、他の優先案件を抱えていて時間的制約も大きかったことなどの事情を考慮しても、県民から情報を得て、現場に立入ながらもこれを早期発見に活かせなかったことは反省すべきであると思われる。

確かに、本件事案は巧妙に仕組まれた不法投棄であったと思われるが、それを確認するに十分な体制を取れなかったのかは疑問が残る。職員の配置は行政の裁量の範囲であるが敢えて言及すれば、2班4名体制で三重県内全域を担当させるのは余りにも担当者に多くの負担を強いるものであって、本検証会議では廃棄物の監視・指導体制

の充実を図るべきであったと考える。三重県においても、本件事件を認識して以来、県警本部からの出向者を含め職員の増員を行い監視・指導体制を充実してきている。

さらに、事務を所管する県だけでなく、市町村や森林組合との間で協働協定を結び、監視業務の一部権限委譲、情報提供や監視に必要な機材の提供を行うなど多様な主体と組織横断的な連携を高めて、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理事案の未然防止施策を展開していることは新たな試みとして評価できる。

また、日々悪質且つ巧妙化する不法投棄や不適正処理を行う行為者に対抗でき得るように職員の職務能力の向上を図ることも重要である。特に、監視・指導では現場対応が重要であり、行為者に対して科学的根拠や各種関係法令を示した上で、毅然とした対応が求められることから、常日頃から科学的論拠や関係法令等に精通して現場で即応でき得る能力を維持する必要がある。

その為には、各種研修会等の受講や学習機会を担当職員に付与するとともに、行為者に対する毅然とした姿勢と聴取能力は、日々の経験の積み重ねで得られるものであり、OJTなどでの実践的職場研修の充実を図るなど、現場対応職員の職務能力をより高める必要もある。加えて、協働協定先である市町村職員や森林組合の職員の能力向上についても、県として、学習機会等の提供に心掛ける必要もある。

廃棄物の不法投棄や不適正処理の未然防止は、現場における対応が重要であり、職員数の充実、組織横断的な連携や担当職員の職務能力の向上を図るなど、行政が積極的な姿勢で監視・指導・情報収集を行うことで、不法投棄や不適正処理の早期発見や未然防止に努め、適正処理を促すことで、当該事案のように多額の費用（税金等）を費やす事後的な是正対策等を講じることのないよう努めてもらいたい。

カ 報告書を受けての県の考え方（対応）

県と致しましては、行政責任の検証は事後的観点をもって、その責任を追求することはできないと考えており、当該事例の場合、当時の廃棄物処理法及び関係法令等で県として行使し得た範囲内で、職員がその責務を不当に怠ったかで判断をするべきであると考えています。こうした考え方は、行政検証会議の報告書でも同様のご意見を頂いているところです。

よって、当時の担当職員は、限られた監視活動時間のもとで、当該不法投棄事案を実証することができず、結果としてそれを防止することができませんでしたが、当時の廃棄物処理法及び関係法令等で行政に与えられている責務を果たしており、職員の個人責任を追及する理由は見あたらないと考えています。

しかながら、県の組織的責任として、不法投棄の早期発見に資するために、十分な監視・指導体制を図るべきであったことは組織として反省すべきであり、事件発覚以降順次、産業廃棄物にかかる監視・指導体制を充実・強化してまいりました。

さらに、担当する職員の職務能力の向上に向けて、更に職場内研修等に取り組んでまいります。

加えて、県警本部や総務局など関係部局との連携を強め、部局横断的な対応にも心

がけており、近年多発している硫酸ピッチ等の不法投棄・不適正管理事案等ではこうした連携が早期発見、早期撤去を可能にし、成果を上げているところです。

(3) 不適正処理の再発防止策等

不法投棄等の不適正処理の防止を図るため、監視指導職員の充実を行い、監視指導体制の強化を図り、処理業者、排出事業者等への立入検査等の監視活動のほか、早朝・夜間・休日の監視、隣接県との共同路上検査、スカイパトロール等を通じ、積極的な監視活動を行うとともに、廃棄物フリーダイヤル110番、廃棄物フリーFAX110番を県庁廃棄物監視・指導室内に設置し、これを広報して積極的な情報収集と迅速な対応に努めています。

また、不法投棄等の不適正処理の未然防止、早期発見に向けて、県と市町村との間で「廃棄物処理法に基づく立入検査の実施に関する協定」、県と森林組合との間で「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定」を締結し、監視に必要な機材の提供を行うとともに、廃棄物に関する様々な情報の提供を求めるなど多様な主体と情報を共有して、これらの市町村等との協働での監視体制の強化も図っています。

さらに、警察当局との連携強化に努め、警察が設置する車両監視システムを活用した監視パトロールの強化も図っています。加えて、平成17年度には財団法人産業廃棄物処理事業振興財団の不法投棄等未然防止システム（エコパトロール）の試行導入を行うとともに、監視指導記録の情報データベース化を進め、効率的な監視に努めることとしています。

今後も、違反業者に対する厳しい行政処分と悪質な不法投棄事案に対する告発を的確に行うこととしています。

(参考) 平成 8年度 監視指導班 2班4名体制 (警察官 2名)
平成13年度～ 監視指導班 10班20名体制 (警察官10名)

4 その他

(1) 事業実施時における周辺環境影響への配慮

ア 周辺モニタリングの計画的実施及び公表

周辺のモニタリング井戸34本（帯水層別対策井戸兼用）、嘉例川3箇所において、毎月10～12地点をローテーション（3ヶ月毎に1回実施）により定期モニタリングを実施し、その都度、嘉例川地区自治会等の関係者に調査結果を報告しています。

また、広く県民にも情報を提供するため、県ホームページ等への掲載を進めます。

（調査地点；別添資料－10による。）

モニタリング計画一覧；（遮水壁内、周辺、水処理施設等）

（別添資料－11による。）

イ 緊急時の連絡体制の整備等

環境修復工事の施工、施設の運転管理にあたっては、周辺環境への影響に十分配慮するとともに、緊急時の警察、消防等への連絡体制を整備し万全を期して進めています。

また、事故等が発生した場合には、「三重県環境森林部危機管理要領」に基づき、警察、消防、市町村、県地域機関その他との緊密な連携のもとに、事故情報の収集・分析、対応方針の決定、県民及び関係機関への情報の提供その他必要な対応を迅速且つ的確に実施します。

一方、当該現場における緊急時の連絡・対応体制も整備し、必要な指示等を的確に行うこととしています。

（別添資料－12による。）

(2) 関係市町村や住民に対する説明、意見聴取

環境修復事業の実施にあたっては、適宜、桑名市をはじめ、地元自治会、漁業協同組合、農家組合などの関係者に対して、説明会や現地見学会を開催し、理解と協力を求めるとともに地域の意見の集約に努めています。

（経緯）

平成13年 1月22日 嘉例川地区自治会に不法投棄現場状況等の説明会を開催

平成13年 9月 3日 嘉例川地区自治会に汚染修復工法等の説明会を開催

平成13年10月18日 県議会常任委員会の現地調査

平成14年 1月23日 桑員河川漁業協同組合に工法等の現地説明会を開催

平成14年 3月18日 桑名市議会に工法等の現地説明会を開催

平成14年 5月 9日 嘉例川自治会の現地施設見学会（遮水壁）を開催

平成14年 9月25日 桑名市議会の現地施設見学会（遮水壁）を開催

平成15年 4月11日 嘉例川地区自治会の現地施設見学会（水処理施設）を開催

平成15年 6月30日 桑名市議会の現地施設（水処理施設）見学会を開催

* 毎月の水質モニタリング調査結果を嘉例川地区自治会等へ随時報告

* 適宜、嘉例川地区自治会、嘉例川農家組合、桑員河川漁業協同組合と協議

* 桑名市に対しては、事業計画の策定、工事の施工や運転管理状況、地元対応等について適宜協議

（３）廃棄物処理計画の改正

廃棄物処理法に基づき、昭和48年に第一次、昭和56年に第二次、平成5年に第三次の「産業廃棄物処理計画」をそれぞれ策定するとともに、平成9年には「三重県廃棄物総合対策」を策定し、廃棄物の適正処理のための施策を推進してきました。

今般、本県の廃棄物を取り巻く実態と廃棄物処理法改正の主旨を踏まえ、県民、事業者、行政が、主体的にあるいは連携、協働して取組みを進めるための行動指針として、新たな「三重県廃棄物処理計画」を平成16年3月に策定しました。

本計画では、基本目標の一つである「安全・安心な廃棄物処理の確立」を目指し、不適正処理を徹底的に未然防止する体制を構築することとしています。

[抜粋]

- 産業廃棄物の処理に対する継続的かつ効果的な監視指導を行うほか、スカイパトロールや休日パトロールなど、機動的かつ重点的な監視指導を実施し、県内における不法投棄等を徹底的に未然防止します。
- 県境付近で多発している不法投棄等の不適正処理について、隣接府県及び警察との協力・連携による共同路上監視など、広域的な監視指導活動を充実させます。
- 不適正処理された産業廃棄物により、生活環境保全上の支障が生じるおそれがある場合は、適正な処理に関して専門的知識を有する者の意見を聴いたうえで、廃棄物処理法に基づき、原因者に対する原状回復等の措置命令などの行政処分を積極的に行使します。
- 過去に不法投棄等不適正処理された産業廃棄物で、原因者を特定することができず、又は原因者に改善のための資力がなく、生活環境保全上の支障のおそれもないことから放置されている場合の措置について、新たなシステムづくりや財源確保策などの研究を進めます。

（４）環境基本計画の改正

三重県環境基本条例の基本理念である「県民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくこと」の実現に向け、現行計画（平成9年6月策定）を見直し、新たな「三重県環境基本計画」を平成16年6月に策定しました。

本計画では、基本目標の一つである「環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築」の主要施策の一つとして、「不法投棄等の不適正処理の未然防止と是正措置」を進めることとしています。

[抜粋]

廃棄物の不法投棄等の不適正処理を防止するため、市町村等との協働による監視など産業廃棄物処理業者や排出事業者等への監視指導を強化するとともに、他府県との広域的な監視連携を図り、違反業者や悪質な不法投棄等に対しては、厳しい行政処分や告発を的確に行います。

過去の不法投棄等の事案のうち、将来、生活環境保全上の支障が懸念されるものについては、安全性を確認する調査を行います。また、調査の結果、生命や健康への被害が危惧されるところについては、その支障の除去などの是正措置を講じます。

(5) 三重県生活環境の保全に関する条例の施行

三重県環境基本条例の理念に則り、公害の防止のための規制、事業活動及び日常における環境への負荷の低減並びに循環的利用を図るための措置その他の環境の保全についての必要な事項を定めるため、従前の「三重県公害防止条例」を全面改正し、平成13年3月に「三重県生活環境の保全に関する条例」（平成13年三重県条例第7号）を制定しました。

本条例においては、産業廃棄物の適正処理についても新たな規定を盛り込み、処分を委託する場合の確認や産業廃棄物の県内搬入にかかる届出などの排出事業者の義務、県内において適正に処理することが困難な指定産業廃棄物（硫酸ピッチ）を生じる工場を設置する場合の届出義務、産業廃棄物を処理する施設の設置時にかかる環境配慮義務などを規定しており、現在及び将来の生活環境の保全を図ることとしています。

[抜粋]

排出事業者の義務；

- 産業廃棄物の排出事業者がその産業廃棄物の処分を処理業者に委託するときは、その委託先の処分業者が産業廃棄物を処分するための能力を現に有していることを確認するとともに、その確認した事項を記録しておかなければならない。
- 県外で生じた産業廃棄物を県内で処分するため、県内に搬入しようとするときは、産業廃棄物の種類、数量、処分方法等を事前に届出なければならない。

(6) 産業廃棄物税の導入

産業廃棄物行政については、これまでは産業廃棄物処理業者に対する許認等の規制行政等を中心に行ってきましたが、今後は、最終処分場などをめぐる様々な状況を踏まえ、廃棄物を排出しない循環型社会を構築することが重要であり、企業（事業）活

動により保全・創出された環境の中で、あらゆる主体がその豊かさを享受することができる社会を構築し、企業（事業）活動の方向を、単なる規制への対応から、より効率的な資源循環の活動に変えていくために、行政として環境効率性の高い経営（活動）を支援することも、喫緊の課題となっています。

三重県では、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な「循環型社会」を目指していく必要があることから、サステイナブル（持続が可能）な産業活動への積極的な支援を行い、県内企業が排出抑制やリサイクル等への抜本的な転換等を行うなど世界の潮流や県民に支持されるような取組を促進していくとともに、産業廃棄物の処理に対する三重県民の信頼感を醸成し、産業基盤である最終処分場の円滑な確保を図ることが必要であると考えます。

このような、新しい付加価値を提供していく産業廃棄物対策には、従来の財源以外に別途確保することが必要であり、三重県では、環境と経済を同軸に捉えた環境経営理念のもと、平成13年11月9日に「三重県産業廃棄物条例」の施行規則を公布、平成14年4月1日から「産業廃棄物税条例」を施行して、法的外目的税である「産業廃棄物税」を創設致しました。

こうした施策をとおして、これまでの「大量生産、大量消費、大量廃棄」型の経済から循環を基調とした「最適生産、最適消費、廃棄ゼロ」型の経済へのパラダイムシフトを図り、企業（事業）活動がより活力あるものとなり、今後長期にわたり円滑な事業活動を進めるとともに、同税制度の副次的効果として産業廃棄物の発生抑制、リサイクル等を推進することも期待しています。

[産業廃棄物税の概要]

ア 課税の根拠

産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として産業廃棄物税を課する。

イ 税義務者

産業廃棄物を排出する事業者（県内・県外を問わず）

ウ 課税対象

産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入

中間処理施設：中間処理業者が設置する県内の産業廃棄物処理施設

最終処分場：産業廃棄物を埋め立て処分するための県内の産業廃棄物処理施設

エ 課税標準

① 最終処分場への搬入の場合

当該産業廃棄物の重量

② 中間処理施設への搬入の場合

当該産業廃棄物の重量に一定の処理係数（産業廃棄物の処理施設ごとの減量化を考慮した係数）を乗じて得た重量

③ 再生施設への搬入の場合

課税免除

オ 税率

1 噸につき1,000円（従量課税方式）

カ 免税点

4月1日から翌年3月31日までの間（「課税期間」）における課税標準が千噸に満たない場合には産業廃棄物税を課さない。

キ 主な用途（法定外目的税であるため、その用途を限定）

① 産業廃棄物抑制等事業費補助金

県内の産業廃棄物排出事業者等が、自ら排出する産業廃棄物の発生抑制・再生・減量化の研究、技術開発、産業廃棄物を使った製品開発を行う経費の一部を助成

また、県内の産業廃棄物排出事業者等のうち、中小企業者等を対象として、自ら排出する産業廃棄物の発生抑制・再生・減量化に係る設備機器を設置する経費の一部を助成

② 企業環境ネットワーク支援事業費

業種の枠を越えた企業間の産業廃棄物にかかる情報交換を行うためのネットワークシステムの構築と、企業が連携することにより再資源化を進めるシステムの構築に対する支援を行う経費

③ 廃棄物の有効・循環活用を目指した研究開発事業費

建築廃材や地場産業における廃棄物などのリサイクル技術の研究開発及び三重県内企業との共同研究により廃棄物等の資源循環を図る研究を行う経費

④ 廃棄物処理センター適正処理支援等事業費

最終処分場の整備が周辺地域に与える負のイメージを払拭し、処分場周辺地域が環境面でも十分配慮された地域となることを目指した住み良いまちづくりに寄与する事業などを行う経費

別添資料

- 資料－ 1 不法投棄地内の廃棄物汚染の状況
- 資料－ 2 " の地下水汚染の状況
- 資料－ 3 不法投棄地周辺の地下水汚染の状況
- 資料－ 4 " の状況
- 資料－ 5 高密度電気探査測線沿い地質及び帯水層区分断面図
- 資料－ 6 汚染拡散防止対策略図
- 資料－ 7 17年度費用積算根拠
- 資料－ 8 18年度以降費用積算根拠
- 資料－ 9 周辺モニタリング位置図
- 資料－ 10 モニタリング計画一覧表
- 資料－ 11 緊急時の連絡体制
- 資料－ 12 現場写真